

## 資料の作成方法



## 資料の作成方法

### 1. 目的

環境分野における「予防」の国際協定等における位置付けや国際機関・諸外国の取組状況について検討するため、国際協定等や、EU 及び諸外国の法令において「予防」がどのように言及されているかを整理するとともに、国際機関や各国において「予防」に関し総合的に検討されている文書の整理を行った。また、我が国の「予防」の適用状況についても整理した。

なお、整理にあたっては、可能な限り原文を参照できるようにすることが正確な理解の促進につながるのと観点から、原文が英文のものについては、英文を併せて記載した。

### 2. 調査の方法及び結果

#### (1) 国際協定等について：資料1

地球環境条約集（地球環境研究会編）などを参照し、過去 25 年程度の間採択された主要な条約や国際合意を選定し、その内で、precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures の文言の言及やこれに関連する表現を整理した。また、公的機関によるものではないが、「予防」に関する文献等での言及が多い「予防原則に関するウイングスプレッド宣言」についても整理の対象とした。

整理の対象とした国際協定等は、以下の通り。

- ・ オゾン層の保護のためのウィーン条約 1985 年
- ・ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 1987 年
- ・ 第 3 回北海会議 1990 年
- ・ ECE・ベルゲン宣言 1990 年
- ・ 生物の多様性に関する条約 1992 年
- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約 1992 年
- ・ 環境と開発に関するリオ宣言 1992 年
- ・ マーストリヒト条約による「欧州共同体を設立する条約」の改正 1992 年
- ・ 北東大西洋の海洋環境保護に関する条約（OSPAR 条約）1992 年
- ・ ロンドン条約 96 年議定書 1996 年
- ・ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC 条約）1998 年
- ・ ウイングスプレッド宣言 1998 年
- ・ 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 2000 年
- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 2001 年
- ・ 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画書 2002 年
- ・ 欧州憲法を制定する条約 2004 年

なお、「予防的取組方法」と「予防原則」が国際的に議論となった例については、例えば、以下の資料に記述がある。

- ・ POPs 条約制定の際の議論については、例えば、Earth Negotiation Bulletin: POPS-5/Final (<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb1554e.pdf>)の p.3-4、8-9、16-17。
- ・ ヨハネスブルクサミットにおける議論については、例えば、Earth Negotiation Bulletin:

WSSD/FINAL (<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb2251e.pdf>)の p.5。

- ・ WTO の牛肉ホルモン事件(Beef Hormone Case)については、例えば、James Cameron, "The Precautionary Principle in International Law" in Tim O'Riordan, Cameron & Jordan ed., Reinterpreting the Precautionary Principle(Cameron May 2001) の p.136 以下。

## ( 2 ) 国際機関について

OECD : 資料 9

OECD (<http://www.oecd.org/home/>) のホームページで環境局 ( Environment Directorate ) の文書についてキーワード検索 (precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures) を行ったところ、153 件 (重複あり) の該当があったが、予防的取組方法・予防原則・予防措置そのものを取り扱った文書は見当たらなかった。

“precaution” のキーワード追加や環境局以外の検索、また、“Council Acts Related to Chemicals” の項目などを参照し、その結果から以下の資料について整理した。

Uncertainty and Precaution: Implications for Trade and Environment  
([http://www.ois.oecd.org/olis/2000doc.nsf/LinkTo/com-env-td\(2000\)114-final](http://www.ois.oecd.org/olis/2000doc.nsf/LinkTo/com-env-td(2000)114-final))

WHO : 資料 8

研究会で委員より指摘のあった以下の資料を整理の対象とした。

Draft for Review (2 May 2003)

Precautionary Framework for Public Health Protection

([http://www.who.int/peh-emf/meetings/archive/Precaution\\_Draft\\_2May.pdf](http://www.who.int/peh-emf/meetings/archive/Precaution_Draft_2May.pdf))

その他の国際機関

- ・ FAO (<http://www.fao.org/>) のホームページを用いてキーワード検索 (precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures) した結果、12 件の該当があったが、漁業及び食品分野に限定されるため今回は整理の対象としなかった。
- ・ UNEP (<http://www.unep.org/>) のホームページを用いてキーワード検索 (precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures) した結果、キーワード毎に 700 ~ 800 件近い該当があったが、「予防」そのものを取り扱った文書を見出すことが困難だったため、今回は整理の対象としなかった。

## ( 3 ) EU

EU 法 : 資料 2

- ・ EUR-Lex ([http://europe.eu.int/eur-lex/en/search/search\\_lif.html](http://europe.eu.int/eur-lex/en/search/search_lif.html) : EU 関連法規の総合サイト) を用いて、1990 年以降現在までの Legislation を対象に、キーワード検索 (precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures) を行った。

- ・ 227 件の検索結果のうち、環境分野に該当し、比較的新しく、また日本語文献などで言及の多い以下の 3 文書を選定し、整理の対象とした。

- ・ Regulation (EC) No 1946/2003 of the European Parliament and of the Council of 15 July 2003 on transboundary movements of genetically modified organisms (Text with EEA relevance)

- ・ Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27

January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment

- ・ Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme
- ・ また、研究会における委員の指摘などから以下の文書を整理の対象として追加した。
  - ・ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals(REACH), establishing a European Chemicals Agency and amending Directive 1999/45/EC and Regulation (EC) {on Persistent Organic Pollutants}
  - ・ Treaty establishing a Constitution for Europe

EU 関連文献： 資料3、資料4、資料6

- ・ The European Union On-line ( [http://europa.eu.int/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/index_en.htm) : EU 公式ページ ) を用いた EU 文書のキーワード ( precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures ) による検索では、3,868 文書中該当箇所数が 2,258,795 件に達し、今回の整理の対象とはしなかった。
- ・ 「予防」そのものを幅広く取扱い、日本語文献や海外文献において多く言及が見られる以下の文書を整理の対象とした。
  - ・ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on the precautionary principle ( [http://europa.eu.int/comm/dgs/health\\_consumer/library/pub/pub07\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/dgs/health_consumer/library/pub/pub07_en.pdf) )
  - ・ EEA : Late lessons from early warnings: the precautionary principle 1896-2000 ( [http://reports.eea.eu.int/environmental\\_issue\\_report\\_2001\\_22/en/Issue\\_Report\\_No\\_22.pdf](http://reports.eea.eu.int/environmental_issue_report_2001_22/en/Issue_Report_No_22.pdf) )
- ・ また、2000 年 4 月の Codex 一般原則部会において、米国は、precautionary approach/precautionary principle の概念と適用方法についてコメントを行うとともに、EC のコミュニケーションに対するコメントを行っている。米国のコメントに対して、EC が回答を出している。これらの文書について整理した。
  - ・ CL 1999/16-GP に対する米国意見 (CX/GP 00/3-Add5) ( <ftp://ftp.fao.org/codex/ccgp15/gp0003de.pdf> )
  - ・ CX/GP 00/3-Add3 (EU のコミュニケーション) に対する米国意見 (CRD) ( <ftp://ftp.fao.org/codex/ccgp15/gp0003ee.pdf> )
  - ・ 米国意見 CX/GP 00/3-Add6 に対する EU の見解 ( [http://europa.eu.int/comm/food/fs/ifsi/eupositions/ccgp/archives/ccgp01\\_en.html](http://europa.eu.int/comm/food/fs/ifsi/eupositions/ccgp/archives/ccgp01_en.html) )

#### ( 4 ) 欧州各国について

環境への取組が積極的である、あるいは英語資料の入手可能性が高いと考えられる、英国、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、オランダを対象に、各国の環境部局の英語サイトを用いてキーワード検索 ( precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures ) を行った。各国毎の対象としたサイト及び結果は以下の通り。

英国： 資料12

- ・ Department for Environment Food and Rural Affairs ( <http://www.defra.gov.uk/> )

及び Environment Agency ( [http://www.environment-agency.gov.uk/?lang=\\_e](http://www.environment-agency.gov.uk/?lang=_e) ) のページを用いてキーワード検索し、324 件の結果を得た。

- ・ UK online ( <http://www.ukonline.gov.uk/Home/Homepage/fs/en> ) のページを用いてキーワード検索し、約 30 万の該当件数のうち上位 100 件の検索結果を参照した。
- ・ 以上の結果のなかから、「予防」について幅広く取り扱った以下の文書を整理した。
  - ・ UK Interdepartmental Liaison Group on Risk Assessment, “ The Precautionary Principle: Policy and Application ” , 2002  
( <http://www.direct.gov.uk/Homepage/fs/en> )

#### ドイツ： 資料2

- ・ Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety ( <http://www.bmu.de/en/1024/js/base/?nav=vorwen> ) のページを用いてキーワード検索を行った結果、約 60 件の該当があったが、作成部局の名称と概要が示される形式で示されるに過ぎず、「予防」についてまとめた文書は見いだせなかった。このため、日本語文献に言及のあった以下の2つの法律について整理した。
  - ・ 連邦イミシオン防止法
  - ・ ドイツ循環型経済・廃棄物法 ( 2001 年改正 )

#### デンマーク

- ・ Ministry of the Environment ( <http://www.mim.dk/ukindex.htm> ) のページを用いてキーワード検索を行い、2 件の結果が該当したが、英文の資料は見いだせなかった。

#### スウェーデン： 資料2

- ・ Ministry of the Environment ( <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2066> ) のホームページでキーワード検索を行った結果、キーワード毎にそれぞれ約 1,000 件近い該当があった。
- ・ Swedish Environmental Protection Agency ( <http://www.internat.naturvardsverket.se/> ) のホームページでのキーワード検索の結果 15 件及び日本語文献を参照に以下を整理の対象とした。
  - ・ Environmental Code ( 環境法典 )

#### オランダ

- ・ The Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment ( <http://www.vrom.nl/international/> ) のページを用いてキーワード検索を行った結果、5 件の該当があったが、化学物質に限定されたテーマであることから今回は整理の対象としなかった。

#### ( 5 ) 米国

##### 連邦制定法(statutes)

- ・ LexisNexis のデータベース United States Code Service-Titles 1 through 50 を用いて本文で precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures の用語を使用しているものを検索した結果、precautionary approach, precautionary principle については該当がなかった。
- ・ precautionary measures について6件の該当があったが、環境保全を主目的とする法律ではない又は限定された意味で使用されていることから今回の整理の対象とはしなかった。
- ・ 連邦環境法に「予防」の考え方が既に反映されていることを指摘する例として、次のよう

な文献がある。

- ・ Daniel Bodansky, *The Precautionary Principle in US Environmental Law*, Timothy O'Riordan & James Cameron eds., *Interpreting the Precautionary Principle* (1994), pp204-222.
- ・ Joel Tickner & Carolyn Raffensperger, *The American View on the Precautionary Principle*, Tim O'Riordan, James Cameron & Andrew Jordan, eds., *Reinterpreting the Precautionary Principle* (2001), pp 187-189.
- ・ Arie Trouwborst, *Evolution and Status of the Precautionary Principle in International Law* (2002), pp189-200.
- ・ Jonathan B. Wiener, *Whose Precaution After All? A Comment on the Comparison and Evolution of Risk Regulatory Systems*, 13 *Duke J. Comp. & Int'l L.* 207 (2003), p211.
- ・ Frank B. Cross, *Paradoxical Perils of the Precautionary Principle*, 53 *Wash & Lee L. Rev.* 851 (1996), pp855-856.
- ・ OECD Joint Working Party on Trade and Environment, *Uncertainty and Precaution: Implications for Trade and Environment* (2002), pp57-58.

判例（資料には掲載していない）

- ・ LexisNexis のデータベース Federal Case Combined で検索した結果、precautionary は 3,000 件以上該当があったため、precautionary approach もしくは precautionary principle に絞って検索した。
- ・ precautionary approach については7件、precautionary principle については4件該当があった。この中で、国内の環境法との関係で precautionary approach に言及している次の判例について、整理の対象とした。
  - ・ *Lead Industries Association Inc. v. EPA*, 647 F.2d 1130 (1980)
- ・ また、precautionary approach/precautionary principle に関連してしばしば文献で言及される次の判例について、整理の対象とした。
  - ・ *Ethyl Corp. v. Environmental Protection Agency*, 541 F.2d 1 (DC Cir. 1976)
  - ・ *Industrial Union Department, AFL-CIO v. American Petroleum Institute*, 448 US 607 (1980)

行政規則 (regulations) : 資料5

- ・ LexisNexis の CFR-Code of Federal Regulation を対象に、precautionary approach/precautionary principle を検索した。precautionary approach について1件該当があったが、(50 CFR 600.310, 350)、漁業管理に関する規則であることから今回の整理の対象としなかった。
- ・ precaution と費用便益分析との関係はしばしば問題となる。連邦規則の制定に際し費用便益分析を求めているのが以下の大統領令である。内容的には precautionary principle に関する EU のコミュニケーション との類似を認める評者もあることから(Wiener, 2002) 参考として整理した。
  - ・ Executive Order 12866 (Regulatory Planning and Review, 1993)

その他の行政文書： 資料7

- ・ 米政府の Web ポータルサイト FIRSTGOV.gov を用いて連邦機関のサイトを precautionary approach/precautionary principle で検索した結果、双方 1,000 件 以上該

当があったため、今回の整理の対象としなかった。

- ・2002年1月に開催された、予防原則に関する米・欧州専門家らの会議（EC政策アドバイザーグループ、米国EU代表団等の主催）において、米国行政管理予算局（OMB）情報・規制問題室長 John Graham 氏が講演を行っている。予防原則に関する米国政府の最近の考え方を示すものと見られるため、全体を訳出した。

州・自治体： 資料2

- ・LexisNexis のデータベース Codes from 50 States PR and VI を対象に、precautionary approach/precautionary principle/precautionary measures で検索した。precautionary approach について、次の1件が該当。precautionary measures については274件該当があったため、ここでは整理の対象としなかった。
  - ・California Health and Safety Code § § 108920-108923 (DIVISION 104. Environmental Health, PART 3. Product Safety, CHAPTER 10. Polybrominated Diphenyl Ethers)
- ・文献において precautionary approach/precautionary principle を採用している、もしくはこれらを体現しているものとして言及され、また本研究会においても指摘のあった、次の法（案）について、整理の対象とした。
  - ・Massachusetts Toxic Reduction Act, M.G.L. Ch.211, 1989
  - ・Commonwealth of Massachusetts, precautionary Principle Act, House Bill No.3140, 1997
  - ・San Francisco Environmental Code

## （6）カナダ

連邦法： 資料2

LexisNexis のデータベース Consolidated Statutes of Canada を用いて、precautionary で検索した。11件（条文単位）が該当し、その中で環境ないし健康に関連する次の4法について整理した。

- ・Precautionary approach の用語を含むもの  
Oceans Act
- ・Precautionary principle の用語を含むもの:  
Canada National Marine Conservation Areas Act  
Canadian Environmental Assessment Act  
Canadian Environmental Protection Act

州法： 資料2

LexisNexis で検索可能な州の法律データベースを対象に precautionary で検索した。

- ・Alberta, Ontario については用例なし。
- ・British Columbia では precautionary measures で1件該当（Drainage, Ditch and Dike Act RSBC 1996）があったが、環境・健康と直接関係しないとみられるため、今回の整理の対象としなかった。
- ・Quebec については4件該当があった。このうち環境ないし健康に関連する次の2法（3件）について整理した。
  - ・precautionary measures の用語を含むもの:  
An Act Respecting Threatened or Vulnerable Species

## Public Health Act

行政文書： 資料10、資料11

- ・ 予防原則に関するカナダ政府の現在の取組や認識を概括した「予防的取組方法・予防原則に関するカナダの展望 議論用文書 - A Canadian Perspective on the Precautionary Approach/Principle: Discussion Document」及び「カナダ政府：リスクに関する科学に基づいた意思決定における予防の適用の枠組み A Framework for the Application of Precaution in Science-based Decision Making about Risk」を訳出・整理した。

## (7) 日本について

環境法令における「予防」「未然防止」「おそれ」の規定について： 資料13

- ・ 法令検索の結果について（平成16年7月1日検索）  
総務省法令検索データベース（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）を用いて、現行法令のキーワード検索を行った。
- ・ 「予防」の規定があるものは、11,197件と極めて多数であった。環境関連の法令条項は例えば以下のとおり。
  - ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）
  - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年10月5日法律第111号）
  - ・ 温泉法（昭和23年7月10日法律第125号）
- ・ 「予防措置」の規定があるもの22件で、該当法令条項名は以下のとおり。ただし、環境関連のものはなかった。
  - ・ 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準平成12年総理府令第73号）第3条
  - ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第70条
  - ・ 獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条
  - ・ 被収容者処遇規則（昭和56年法務省令第59号）第31条
  - ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第206条
  - ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条・第37条
  - ・ 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条・第60条
  - ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第36条
  - ・ 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条・第51条
  - ・ 養鶏振興法施行規則（昭和35年農林省令第18号）第18条
  - ・ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第17条の2
  - ・ 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第20条
  - ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の2・第25条・第26条・第27条・第27条の2・第28条・第30条の7の2
- ・ 「予防的」「予防原則」の規定があるものは、該当するものがなかった。
- ・ 「未然防止」についての規定のあるもの  
環境関連のものは、以下の3つの法律について5件該当あり。
  - ・ 環境基本法
  - ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- ・大気汚染防止法

- ・「おそれ」の規定があるもの

4,743件と極めて多数であるため、個々の法令の情報を記載することは行わなかった。環境関連のものも多数あり、以下のものを例示した。

- ・遺伝子組替え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）

環境基本計画（平成12年12月閣議決定）における「予防」の位置付け： 資料13

日本におけるその他の取組について： 資料14、資料15

- ・日本における事業者及びNGOの予防的取組方法、予防原則への対応を把握するため、委員の意見を参考に、（社）日本化学工業協会とグリーンピース・ジャパンの担当者にヒアリングを行った。その結果を踏まえ、両団体から提供のあった以下の資料を掲載した。
  - ・予防原則Q&A（（社）日本化学工業協会）
  - ・ウイングスブレッド宣言（グリーンピース・ジャパン翻訳）